

小田原の魚ブランド化もっと食べよう！プロジェクト ロゴマーク使用要領

小田原市（小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会（以下「ブランド化協議会という。」））が定めた小田原の魚ブランド化もっと食べよう！プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）ロゴマークに関する使用基準について、次のとおり定める。

1 目的

一目で連想・イメージできるロゴマークを小田原の地魚やその加工品（以下「小田原の魚」という。）等様々な場面で表示することを通じて、プロジェクトの取組みや、小田原の魚とその商品の情報発信・PR力を高めることを目的とする。

2 使用できる者及び商品又は製品

ロゴマークは様式第1号により使用承認申請書を提出し、ブランド化協議会会長（以下「会長」という。）から承認を受けた者が、次項3の使用条件に則して承認を受けたPR媒体又は商品にのみ使用できるものとする。（様式第2号により承認されたことをいう。）

3 ロゴマークの種類

- (1) プロジェクトイメージ用のロゴマーク
（プロジェクトの取組み全体やそのイメージを示すもの）・・・（別図1）
- (2) 商品用ロゴマーク（特定の商品等に付すもの）・・・・・・（別図2）

4 ロゴマークの使用条件

- (1) プロジェクトイメージ用のロゴマークは小田原の魚をPRするために制作される広告、パンフレット、チラシ、ポスター、のぼり、ホームページ、鮮魚の魚箱等の各種媒体に使用することができる。
- (2) 商品用ロゴマークは、ブランド化協議会が別途定めた商品等に限る。（例：地魚加工品ブランドの商品、特定の方法による活締め鮮魚商品等）

5 使用方法

- (1) ロゴマークを変形したり、または他の図形や文字と重ねて使用しないこと。
- (2) ロゴマークの色は、原則として指定のカラー（別図1, 2）を使用すること。
ただし、印刷物等の仕様によっては、マークのイメージを損なわない範囲において、他の色（モノクロを含む）を使用しても差し支えない。

6 著作権及び使用权

- (1) ロゴマークの著作権は、小田原市（ブランド化協議会）に帰属する。
- (2) ロゴマークは無断で複製、使用及び印刷することはできない。
- (3) ロゴマークの使用を許可されても、他人にロゴマークの使用権を譲渡することはできない。
- (4) ロゴマークと誤認される類似ロゴマークの使用はしない。

7 使用权者の責務

ロゴマークが表示されたものに関する一切の責任は、ロゴマークの使用权者によるものとする。

8 使用料

ロゴマークは小田原の魚を全国にPRするためのものであることから、その使用料は無料とする。

9 使用承認申請及び使用承認

- (1) ロゴマークの使用を希望する場合は、様式第1号により会長あて使用承認申請をする。
- (2) 会長は、この要領に適合すると認めるとき、様式第2号により使用に関する承認を行い、ロゴマークのデータを貸与する。
- (3) ロゴマークの使用期間中において、会長は必要に応じて使用に関する条件をつけることができる。
- (4) 会長は、この要領に適合すると認められないときは、申請者に様式第3号により使用不承認の通知をする。
- (5) 会長は、使用の承認を取り消したときは、様式第4号により通知する。

10 使用承認の制限

会長は、次のいずれかに該当する場合は使用を承認しないものとする。

- (1) 特定の個人または団体の売名に利用しようとする場合
- (2) 不当な利益をあげるために利用しようとする場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- (4) 小田原の魚の品位を傷つけ、またはロゴマーク制定の趣旨の妨げとなる恐れのある場合
- (5) ブランド化協議会が行う事業、または支援等を行う事業を推進する上で、支障が生ずる恐れがある場合
- (6) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合

(7) その他、会長が承認することが不相当と認めた場合

1.1 使用承認の取消し

会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要領に違反した場合
- (2) 承認申請書の内容に虚偽又は不正のあることが判明した場合
- (3) 第10項各号のいずれかに該当するに至った場合
- (4) 前項に掲げるもののほかロゴマークの使用が不相当であると認められた場合

1.2 ロゴマークの不適切な使用等に当たったの措置

ロゴマーク使用者が、第11項による使用承認の取消し通知を受けた後、引き続きロゴマークを使用した場合、必要に応じて次の措置を順次講ずる。

- (1) 是正のための改善要求
- (2) 警告
- (3) 企業名・団体名の公表
- (4) 法的措置

1.3 使用期間

- (1) 使用承認がされた日から起算して1年間とする。なお、使用承認がされた日とは、会長が使用承認した日とする。
- (2) 引き続き使用を行う場合は改めて手続きを行うものとする。

1.4 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別図1

プロジェクトイメージ用ロゴマーク



別図2

商品用ロゴマーク



様式第 1 号

小田原市（小田原の魚ブランド化もっと食べよう！プロジェクト）認証ロゴマーク
使用承認申請書

年 月 日

小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会会長 様

申請者 住所
名称
氏名 印

小田原の魚ブランド化もっと食べよう！プロジェクトロゴマーク使用取扱要領の規定によりプロジェクトロゴマーク（プロジェクトイメージ用・商品用）を使用したいので、次のとおり申請します。 用途： 使用品等名称：	
事業者名 [個人・法人・団体名]	
所在地	〒 -
電話番号 FAX番号	
メールアドレス	
使用表示方法及び その形態 (該当するものに をつけてください。) 商品用ロゴマークについては、商標法施行規則第 6 条別表（第 2 9 類）に掲げる商品に限る。	PR媒体等 商品等又は包装紙等に印刷して使用する。 シールを作成し、商品等又は包装紙等に添付する。 ロゴマークを印刷したタグ等を作成し、商品等に付ける。 その他()
担当者氏名	

様式第2号

小田原の魚ブランド化もっと食べよう！プロジェクトロゴマーク使用承認通知書

協第 号
年 月 日

様

小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会
会長 印

年 月 日付けの小田原の魚ブランド化もっと食べよう！プロジェクト(以下「プロジェクト」という。)ロゴマーク使用申請について、次の条件により使用を承認したので通知します。

1 ロゴマークの使用承認した商品又は製品名

2 使用時の注意事項

- (1) 承認した商品等以外に使用しないこと。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれのあるもの及びその他社会的な非難を受けるおそれのあるものに使用しないこと。
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのあるものに使用しないこと。
- (4) 不当な利益をあげるために利用されるおそれのあるものに使用しないこと。
- (5) ロゴマークの信用又は品位をおとしめるおそれのあるものに使用しないこと。
- (6) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合。
- (7) 「小田原の魚ブランド化・もっと食べよう！プロジェクトロゴマーク使用要領 第11項」に該当する場合は、承認を取り消すことがある。

様式第3号

小田原の魚ブランド化・もっと食べよう！プロジェクトロゴマーク
使用不承認通知書

協第 号
年 月 日

様

小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会
会長 印

年 月 日付けで申請のありました小田原の魚ブランド化・もっと食べよう！プロジェクトロゴマークの使用については、次の理由により、承認しないこととしましたので、通知します。

不承認の理由

様式第4号

小田原の魚ブランド化・もっと食べよう！プロジェクトロゴマーク
使用不承認通知書

協第 号
年 月 日

様

小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会
会長 印

年 月 日付けで申請のありました小田原の魚ブランド化・もっと食べよう！プロジェクトロゴマークの使用については、次の理由により、使用承認を取り消すこととなりましたので、通知します。なお、今後ロゴマークの使用は禁止するとともに、ロゴマーク使用物件の回収を求めます。

理由